

ただし、農業を営む上で生じる果樹の剪定枝や稲わらなどで、周囲への影響が軽微でやむを得ないものは例外として焼却が認められていますが、農業を営むものであっても家庭ごみや農業用資材（農業用ビニールなど）の焼却は禁止されています（※2）ので、決められた方法で廃棄してください。

また、剪定枝などの処理についても、焼却せず資源として活用する方法も検討してください。（裏面参照）

お問い合わせ先 農業に関すること … 産業建設部 産業課 055-274-8561
ごみの処分に関すること … 市民部 市民環境課 055-274-8543

・ 稲わらやもみ殻は**焼却せずに有効活用**しましょう。

稲わらやもみ殻は貴重な有機質資源です。焼却せずに水田へのすき込みや堆肥として、果樹の敷材や牛などの飼料としても活用できます。

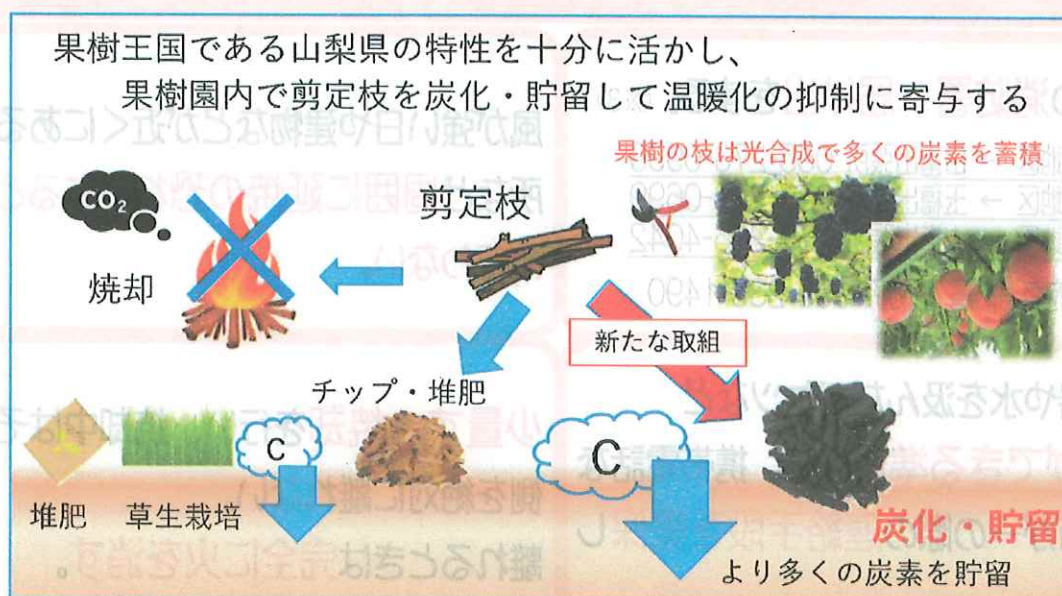
・ 果樹などの剪定枝を焼却する際は、

発生する煙や臭いが少なく、環境にやさしい**無煙炭化器**を活用しましょう。

剪定枝などは無煙炭化器を使って燃焼させることで、短時間で炭化できます。

剪定枝を燃焼させて灰にしてしまうと温室効果ガスの一つである二酸化炭素が大気へ排出されますが、炭にすることで炭素を閉じ込めることができ、できた炭を畑に撒くことで、二酸化炭素の大気への排出を抑制する効果があります。

この方法は『4 パーミル・イニシアチブ（※3）』の取り組みの一つとして山梨県でも推進しています。



- 堆肥の施用や草生栽培によっても炭素を貯留することができる
- 炭にすることで、より多くの炭素を長期間、土壌中に貯留することが可能

※3 世界の土壌の表層の炭素量を年間0.4%（4パーミル）増加させることで、人間の経済活動によって発生する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方に基づく国際的な取り組みです。

無煙炭化器は（一財）中央市農業振興公社
で無料で貸し出しを行っています。

（一財）中央市農業振興公社（市役所豊富支所内）

055-269-2411

